

社会資本総合整備計画 事後評価書

令和08年03月17日

計画の名称	霧島市における区画整理による安全・快適なまちづくり（第3期）												
計画の期間	令和03年度～令和06年度（4年間）								重点配分対象の該当				
交付対象	霧島市												
計画の目標	浜之市地区は、霧島市南部の錦江湾に面しており、施行区域を横断する国道10号と隼人港を中心に発展してきた既成市街地である。地区内の道路は狭く、隼人港付近については宅地規模の小さい過密住宅地である。 土地区画整理事業の手法により、都市計画道路、区画道路及び公園等の公共施設の都市基盤施設と、宅地を総合的かつ一体的に整備することで土地利用の増進を図り、居住環境良好な市街地の形成と健康で文化的な生活を営める住宅地の供給を目標とする。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	378	A	378	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 R3	中間目標値 R5	最終目標値 R6
1	施行区域における安全で豊かな生活を実現する成果目標として、緊急車両がアクセス可能な宅地の面積を11.5ha(R3)から13.2ha(R6)に拡大。 施行区域内における緊急車両がアクセス可能な宅地の割合を算出する。 （安全で豊かな生活が可能な宅地面積の割合）= 緊急車両がアクセス可能な宅地面積（評価時）/ 宅地面積（施行後）（%）	87%	96%	100%
2	施行区域における快適で利便性の高い生活を実現する成果目標として、公園を利用しやすい宅地の面積を11.5ha(R3)から13.2ha(R6)に拡大。 施行区域内における親子が徒歩10分で公園を利用できる宅地の割合を算出する。 （快適で利便性の高い生活が可能な宅地面積の割合）= 徒歩10分で公園を利用できる宅地面積（評価時）/ 宅地面積（施行後）（%）	87%	96%	100%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業

基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R03	R04	R05	R06	R07			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
道路事業	A01-001	街路	一般	霧島市	直接	霧島市	区画	-	浜之市地区((都)日当 山線外)	区画整理 A=18.7ha	霧島市						378	2.13	-
											小計						378		
											合計						378		

事後評価

事後評価の実施体制、実施時期	
事後評価の実施体制	事後評価の実施時期
霧島市区画整理課において目標の達成状況と指標の達成状況を確認	令和8年3月
	公表の方法
	霧島市ホームページにより公表
事業効果の発現状況	
定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況	都市計画道路の整備および宅地整備により、緊急車両がアクセス可能な宅地および公園を利用しやすい宅地の面積が11.5ha（R3当初）から13.0ha（R6末）となり1.5ha増加した。
定量的指標以外の交付対象事業の 効果の発現状況（必要に応じて記述）	
特記事項（今後の方針等）	
引き続き着実な予算確保および事業進捗に務ることにより、時期整備計画の目標値達成を目指す。	

目標値の達成状況		
番号	指標（略称）	
	目標値 / 実績値	目標値と実績値に差が出た要因
1	施行区域内における緊急車両がアクセス可能な宅地の割合	
	最終目標値	100%
	最終実績値	98%
2	施行区域内における親子が徒歩10分で公園を利用できる宅地の割合	
	最終目標値	100%
	最終実績値	98%